

町田市における建築基準法第43条第1項ただし書許可に関する基準

第1 趣旨

この基準は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第43条第1項ただし書の規定に基づく許可について、一括して同意を求める場合の基準を定めるものとする。

第2 基準

- 1 敷地と建築基準法上の道路との間に、次の各号いずれかに該当するものが存在する場合で、避難上及び通行上支障がなく、当該道路に有効に接続する幅員2メートル以上の通路が確保されている敷地に計画する建築物
 - (1) 管理者の占用許可、承認又は同意が得られる水路
 - (2) 地方公共団体が管理する認定外道路等の公有地
 - (3) 都市計画事業、道路事業により、事業者が買収した道路となる土地

- 2 建築基準法上の道路に有効に接続する次の各号いずれかに該当する4メートル以上の公有地等に2メートル以上接する敷地に計画する建築物
 - (1) 東京都による住宅団地の外周通路で、将来にわたり道路状空地として確保されるもので、使用することについて管理者の承諾が得られるもの
 - (2) 地方公共団体が管理するもので、管理者の承諾が得られるもの

- 3 建築基準法上の道路に有効に接続する幅員4メートル以上の道(一般の通行の用に供されている道路状空地をいう。)で、関係権利者の間で道路協定書が締結済のものとして市に届出されているものに、2メートル以上接する敷地に計画する建築物で、次の各号いずれかに該当するもの
 - (1) 建築物の用途が専用住宅又は二戸長屋で、規模が地上2階地下1階までのものであること
 - (2) 既存建築物と同規模、同用途の建築物の建て替えであること

- 4 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による開発行為の許可を取得した開発区域内で、同法第37条の建築制限解除を得て築造する建築物のうち専用住宅又は二戸長屋の車庫及び物置

附 則

この基準は、1999年6月20日から施行する。